

平成30年度

木造住宅建設促進対策事業（緊急若者定住事業）

木造住宅をこれから建築される若者にうれしいお知らせです！！

40歳以下の若者が新築住宅を建設し、定住する場合、

“100万円分のレインボー商品券”をプレゼント

個人が熊野市内で新築し、次の条件を満たす場合に助成されます。

- ①建築物の柱や梁（構造材）は、熊野材をおおむね100%使用していること。
- ②建築施工業者は、市内の業者であること。
- ③建築床面積が100㎡以上の新築であること。ただし、居住を目的としない建物は該当しません。（例：工場、車庫、倉庫、アパート等は該当しません。）
- ④申請者の年齢は20歳以上40歳以下の人であること。（当該年度の4月1日の時点）
- ⑤住宅建設後、本市の住民として当該住宅の住所で住民基本台帳に登録すること。
- ⑥5年以上居住すること。（宣誓書の提出が必要です（居住期間等により返還を求めることがあります。））
- ⑦併用住宅の場合は、住居部分が建築床面積の1/2以上であること。
- ⑧建築確認申請書又は建築工事届けを提出した建物であること。
- ⑨その他、市が定める要綱に該当するものであること。
- ⑩当該年度内に新築完成が可能な住宅であること。

※1 棟上日の1週間前までに申請してください。

※2 木造住宅建設促進対策事業費補助金の交付を受けていない住宅とします。

【お問い合わせ先】熊野市役所 林業振興課
電話 0597-89-4111（内線421）



《補助の要件》の詳しい内容は裏面へ

木造住宅建設促進対策事業(緊急若者定住事業) 一問一答

問	熊野材とはどのような材料か、また熊野材の証明は誰が行うのですか？
答	市内の製材業者又は熊野木材協同組合加盟業者のうち市長が適当と認める業者から納入された木材を熊野材と定義しています。補助申請の添付書類に、納入業者の出荷証明が必要となります。
問	建築施工業者は市内の業者であることとありますが、どういった業者のことですか？
答	市内の業者とは、市内にある工務店や大工店のことです。
問	建売住宅、アパート、賃貸住宅は対象になりますか？
答	建売業者名義で建築される場合は、対象となりません。また営利目的のアパート、賃貸住宅等は、対象となりません。
問	世帯主が40歳以上であるが配偶者が、40歳以下の場合は補助対象になりますか？
答	建築確認申請又は建築工事届の申請者名義が、配偶者名義または共有名義の場合、補助対象となります。
問	併用住宅とは、どういう建物ですか？
答	併用住宅とは、1棟の建物内に店舗、事業所など営業用に使っている部分と、居住に使っている部分がある建物をいいます。一階が物置・車庫、二階が住居の場合は、二階の床面積が2分の1以上である場合に対象となります。
問	棟上の1週間前に申請とありますが、どうしてですか？
答	棟上後(屋根葺き後)に構造材の使用を現地確認する必要があるためです。したがって、壁を施工してしまい構造材が確認できない場合は、補助の対象となりません。
問	市外の人が、市内に建築する場合も補助対象となりますか？
答	熊野市内に建築され、実施条件を満たす場合は補助対象となります。
問	レインボー商品券は、どこで使用できますか？
答	市内の商店連合会加盟店で使用できます。詳しくは、熊野商工会議所内熊野市商店連合会事務局で(電話89-3435)でおたずね下さい。